

北14条車庫機械警備業務仕様書

- 1 委託業務名
北14条車庫機械警備業務
- 2 対象物件
札幌市北区北14条西4丁目1-1
- 3 履行期間等
(1) 履行期間
令和8年3月20日から令和13年3月19日まで
(2) 警備期間
令和8年4月1日から令和13年3月12日まで
※ただし、本業務は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。
- 4 業務内容
(1) 警備業務用機械装置の設置等
警備業務用機械装置の機能は、次に掲げるものとする。また、機械装置設置範囲は、「【別紙】設置範囲」とおり。
ア 警備用通信回線機能 1台
イ 警備の開始・解除の操作を行う機能 1台
ウ 侵入者を感知する機能 3台
エ シャッターの開閉を検知する機能 2台
オ 各センサーからの信号を監視室へ送信する機能 1台
カ 各センサーへ電源供給及び停電時の電源となる機能 1台
キ 警備開始・解除用鍵 7個
※鍵の形状は問わない。
(2) 自動火災報知設備の設置
自動火災報知設備の機能は、次に掲げるものとする。また、火災報知設置範囲は、「【別紙】設置範囲」とおり。
ア 急激な温度上昇を感知する機能 4台
(3) 警備時間
警備期間内毎日24時間とする。
ただし、当該時間内において、委託者の職員等が警備対象施設を使用している場合は、次のとおりとする。
ア 警備の開始
警備対象施設の最終退庁者が、制御盤（出入管理機器）により、機械警備開始信号を受託者の本部に送信した時点から機械警備を解除するものとする。
イ 警備の解除
警備対象施設への最初の入庁者が、制御盤（出入管理機器）により、機械警備解除信号を受託者の本部に送信した時点で、機械警備を解除するものとする。
ウ その他
受託者は、警備対象施設において機械警備を開始するための操作がなされないときは、当該施設の状況を確認し、最終退庁者が当該操作を失念していることを確認した場合は、その時点から警備を開始するものとする。
(4) 警備業務の対処
本部において、センサー等の異常を感じた場合は、警備員が施設へ急行し、施設外部及び内部の以上を確認する。また、火災を感じた場合は、施設への急行と並行して消防署へ直ちに通報する。なお、必要に応じて次の業務を行う。
ア 異常に応じての緊急措置
イ 受託者への連絡
ウ 本部への連絡
エ 警察への通報及び現場検証の立ち会い
(5) 緊急連絡体制の設備
受託者は、緊急対応が必要な事態の発生等に備え、緊急時の連絡体制を整備し、委託者に届け出ること。
(6) その他

業務期間終了後は、委託者と協議の上、警備業務用機械設置及び自動火災報知設備を撤去すること。

警備装置が常に正常な機能を保持するよう定期的に点検等により管理するとともに、異常を発見した場合には、速やかに委託者に報告するものとする。

警備装置の発報時にあっては、警備業法第43条の規定により定められた「北海道機械警備業者の即応体制の整備の基準等に関する規則」に規定する時間を限度とし、現場に急行すること。

5 提出書類及び報告書

- (1) 受託者は、警備業務実施にあたり、警備センサー等の機器設置場所を記載した警備業務実施計画書をそれぞれ2部ずつ作成し、業務開始1週間前までに委託者に提出するものとする。なお、警備業務実施計画書に変更があった場合は速やかに変更内容を確認できる書面を提出するものとする。
- (2) 受託者は、毎月警備業務を終了したときは、毎日の警備状況、異常の有無を及びその他特記事項を記入した任意様式の業務実施報告書及び完了届を書面にて委託者に提出するものとする。

6 費用の負担

- (1) 警備対象施設への機器・部品の設置及び履行期間終了又は中途解約による当該機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。
- (2) 対象施設に設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。
- (3) 本業務に係る対象施設と受託者受信装置間の通信回線使用料は、受託者が負担するものとする。
- (4) 契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した警備機器・部品をき損・紛失させた場合は、委託者がその実費を支払うものとする。

7 原状回復の義務

受託者は、警備機器の設置、修繕または撤去等に係る工事に伴い、契約物件に損害を与えた場合は原状に復さなければならない。

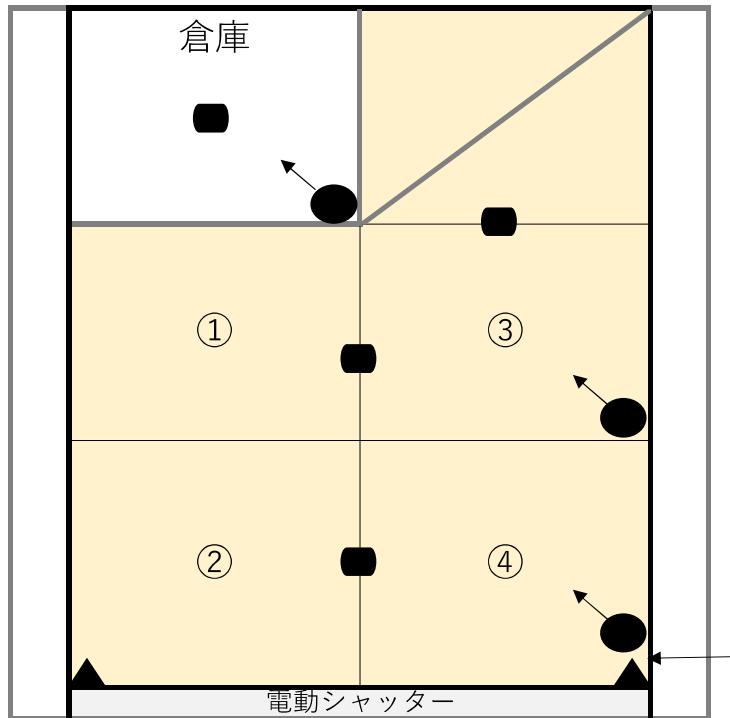
8 秘密の保持

受託者は、業務遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

9 その他

- (1) 受託者は警備業法等、その他法令の定めるところにより誠実に業務を行うこと。
- (2) 業務の遂行に当っては、委託者と連絡を密にし、事故等が発生した場合は、受託者は必ず委託者に報告し指示を受けること。
- (3) この仕様書に定めのない事項は、委託者と協議のうえ実施するものとする。
- (4) 支払いについては、業務実施報告書及び完了届提出ごとに行う完了検査の後、受託者からの請求書に基づき都度行う。

【別紙】設置範囲



△ : 警備用通信回線機能 : 1台

■ : 警備の開始・解除の操作を行う機能 : 1台

◆ : 各センサーからの信号を監視室へ送信する機能 : 1台

◇ : 各センサーへ電源供給及び停電時の電源となる機能 : 1台

▲ : シャッターの開閉を検知する機能 : 2台

● : 侵入者を感知する機能 : 3台

■ : 急激な温度上昇を感知する機能 : 4台

